

(別紙1)

「オーストラリア連邦産マンゴウ生果実に関する植物検疫実施細則」(平成6年10月25日付け6農蚕第6660号農蚕園芸局長通達) 一部改正新旧対照表  
(傍線部分は改正部分)

改正後	現 行
<p>7 表示</p> <p>(1) 告示9の表示は、それぞれ次の<u>字句</u>によるものとし、こん包の側面等の見やすい場所に、容易に確認できる大きさで行われるものとする。</p> <p>ア 輸出植物検疫終了の表示</p> <p><u>PLANT QUARANTINE AUSTRALIA</u></p> <p>ただし、コンテナの封印に表示する場合には、次によるものとする。</p> <p><u>Australian Government</u></p> <p>イ 仕向地の表示</p> <p>(ア) FOR JAPAN (削る。)</p> <p>(削る。)</p> <p><u>(イ) 日本向</u></p> <p>(2) (略)</p>	<p>7 表示</p> <p>(1) 告示9の表示は、それぞれ次の<u>様式</u>によるものとし、こん包の側面等の見やすい場所に、容易に確認できる大きさで行われるものとする。</p> <p>ア 輸出植物検疫終了の表示</p> <p><u>(ア) PLANT QUARANTINE AUSTRALIA</u></p> <p><u>(イ) PLANT QUARANTINE</u> <u>AUSTRALIA</u></p> <p>ただし、コンテナの封印に表示する場合には、次によるものとする。</p> <p><u>DAFF AUSTRALIA</u></p> <p>イ 仕向地の表示</p> <p>(ア) FOR JAPAN</p> <p><u>(イ) for</u> <u>JAPAN</u></p> <p><u>(ウ) FOR</u> <u>JAPAN</u></p> <p><u>(エ) 日本向</u></p> <p>(2) (略)</p>

附 則

この改正は、平成28年11月22日から施行する。ただし、平成28年11月19日以前に輸出植物検疫終了の表示がなされた場合は、なお従前の例による。